建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 13 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年10月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西村建設株式会社　山中　敏男　滋賀県湖南市中央３―12　国土交通大臣許可（特―23）第13037号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年10月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 13 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年10月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ティ・ケイ・エム・パブリックワークス　郷原　光瑛　兵庫県川西市加茂１―11―28　国土交通大臣許可（般―24）第24607号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年10月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 13 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年10月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エイ・アール・センター　野口　　満　大阪府大阪市中央区高麗橋４－８－５　国土交通大臣許可（般―24）第8626号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年10月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２５年（フ）第１０７２号**
横浜市神奈川区松本町３丁目21番地２　ティーリーフ横浜603号
債務者　山本直佐美
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　押田　美緒
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第５１８０号**
大阪市淀川区十三東５丁目２番25号　十三ハウス412号
債務者　田邉　祐二
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宿　　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５２７５号**
大阪府守口市外島町６番東１―1106号
債務者　有馬　　茂
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５３０７号**
大阪市平野区流町３丁目19番19号
債務者　三好　鉄兵
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　務
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５３５８号**
大阪市西成区南津守４丁目３番13―801号
債務者　野元　康彦
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　諭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５３６６号**
大阪市港区南市岡１丁目８番４号
債務者　吉成　全弘
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川みち子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５４０５号**
大阪市城東区今福東３丁目９番13号
債務者　清井　滝典
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　印藤　弘二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５２５１号**
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―317号
債務者　濵野　義彦
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５３１４号**
大阪府吹田市江の木町５番22―105号
債務者　下野　憲一
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５３４６号**
大阪府大東市灰塚５丁目10番44号　灰塚パークサイドビレッジ207
債務者　山下　哲司
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５３４９号**
大阪市旭区新森４丁目11番９号
債務者　清井　達夫
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝口　広子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部